

第79期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月26日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場 所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階 ホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
議案及び参考事項	
第1号議案	9
第2号議案	21
参考事項	
いちよしのサステナビリティ (持続的成長)への取組み	24
(添付書類)	
事業報告	32
連結計算書類	55
個別計算書類	57
監査報告書	59

福島県 塩屋崎灯台

証券コード8624
2021年5月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 玉田 弘文

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、同封の議決権行使書用紙をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年6月25日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（4頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階 ホール
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 株主総会の目的事項

- | | |
|-------------|---|
| 報告事項 | 1. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役9名選任の件 |
| | 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |

新型コロナウイルス感染拡大への対応について

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年の株主総会について、検討を重ねてまいりました。

検討の結果、以下の対応を実施させていただく予定です。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ・今般、皆様の健康と安全を最優先に考え、株主の皆様の議決権は、株主総会にご出席いただくほかに**郵送（書面）または電磁的方法（インターネット等）にて行使**することもできますので、是非ご利用をご検討ください。
- ・株主総会後に開催しております**株主懇談会につきましては、昨年に引き続き感染予防の観点から中止とさせていただきます。**また、株主総会開始前のお飲み物のご提供につきましても、中止とさせていただきます。
- ・**お土産の配布につきましても、取り止めとさせていただきます。**

【株主総会会場における対応について】

- ・株主総会会場内におきましては、感染予防および拡散防止のため、**マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力**をお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスク着用にてご対応させていただきます。
- ・株主総会会場内において、間隔をあけた座席配置とするほか、受付時に検温をさせていただくなどの措置を講ずる場合もありますのでご理解をお願い申し上げます。
- ・当日の議事運営につきましては、感染予防上円滑な進行となるよう方法を工夫し行わせていただきます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation>

以上、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

4. 招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

(1) インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下①～⑤の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しており、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書（個別）
- ⑤ 計算書類の個別注記表

なお、監査法人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

- ### (2) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）

<https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation>

5. 議決権の行使等についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合 ⇨ 次頁（1）をご覧ください。

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
※株主ではない同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時：2021年6月26日（土曜日） 午前10時（午前9時開場）



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁（2）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2021年6月25日（金曜日） 午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁（3）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

※ご不明な点等がございましたら8頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：2021年6月25日（金曜日） 午後5時入力分まで
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

(1) 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

いちよし証券株式会社 御中

株 主 総 会 日 議 決 権 の 数 個

2021年 6月 26日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。

2021年 月 日

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	○	○
第2号	○	○

基準日現在のご所有株式数 株

議 決 権 の 数 個

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使ください。

行使期間：2021年 6月25日（金）の午後1時～午後5時

①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようにご送付いただく方法

②必ずスマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://evote.jp/mufg>）に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法

3. 第1号議案において、候補者の一部の票につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード

ログインID

仮パスワード 株主番号(8桁)

いちよし証券株式会社

（ご注意）

当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

全員否認する場合 ➡ 「否」に○印

一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」に○印をし、否認する候補者の番号を記入

【第2号議案】

賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

否認する場合 ➡ 「否」に○印



電磁的方法による議決権行使に必要となる、QRコードとログインID・仮パスワードが記載されています。

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。

(3) 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、①「スマートフォンによる方法」又は②「パソコン、携帯電話による方法」の2種類の方法から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただくことにより行使していただけます。

① スマートフォンによる議決権行使方法について

- ・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、7頁に記載のパソコン、携帯電話による議決権行使方法にて議決権行使を行ってください。
(「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。)

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限りです。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合	
確認画面へ	
会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合	
賛否行使画面へ	

3. 各議案の賛否を選択

以下の議案について賛否をご入力ください。	
会社提案	議案
議案	〇〇〇〇の件
原案に対して	賛成 ▼

画面の案内に従って議案の賛否を選択



画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は、7頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

② パソコン、携帯電話による議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(添付用紙等のご請求)

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

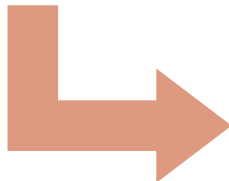
上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次の画面へ

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel:0120(173)027
(通話料無料)

〈一般株式事務の
お問合せ〉
Tel:0120(232)711
(通話料無料)

〈議決権行使サイト〉
トップページ



MUFG 三菱UFJ信託銀行

・本サイト利用ガイド

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(添付用紙等のご請求)

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されています。
仮パスワードによるログインの際は、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様
ご指定による任意のパスワードに変更してください。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初期化の届出書」を印刷し、必要事項
をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

「パスワード初期化の届出書」を印刷する際には、Adobe Systems Incorporated社のAdobe ReaderTMが必要となります。
お持ちでない方は右下のバナーをクリックして、無料で提供されているAdobe ReaderTMをダウンロードしてください。

■ログインID発行申込

ログインIDの発行を申し込まれる場合は、「発行申込」を
選択してください。

「招集ご通知の電子化」を採用している会社のみ受け付けております。
株主総会の日程の制約上、一定期間、発行を停止させていただきますのでご了承ください。

Copyright © 2005 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All rights reserved.

〈ログインID、パスワード〉
入力画面

③ 議決権行使サイトについて

- ・電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、2021年6月25日（金曜日）午後5時まで（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

（注）議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

- ① 郵送（書面）並びに電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（書面）と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

- ② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

取締役 9 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会
が定める基準により決定した次頁の 9 名の選任をお願いするものであります。

指名委員会の定める取締役候補者の選任基準は次の通りであります。

【社内取締役】

- ・ 経営感覚に秀でていること
- ・ 指導力・先見性・企画力が優れていること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社内外の人望が厚いこと
- ・ 心身ともに健康であること

【社外取締役】

- ・ 人格・識見が優れていること
- ・ 豊かな業務経験あるいは専門知識を有すること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社外取締役としての独立性を維持できること
- ・ 心身ともに健康であること
- ・ 会社法施行規則に定められる社外取締役の要件、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益
相反が生じるおそれのない独立役員の要件、いずれも満たすこと。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	たけ ひ まさ し 武 樋 政 司	取締役会長 取締役会議長 指名委員・報酬委員 重任
2	たま だ ひろ ふみ 玉 田 弘 文	取締役(兼)代表執行役社長 重任
3	ふ わ とし ゆき 不 破 利 之	取締役(兼)代表執行役副社長 重任
4	やま ざき しょう いち 山 崎 昇 一	執行役常務 新任
5	ご き た あきら 五木田 彬	社外取締役 指名委員（委員長）・報酬委員・監査委員 重任 社外取締役候補者 独立役員
6	かけ や けん ろう 掛 谷 建 郎	社外取締役 報酬委員（委員長）・指名委員 重任 社外取締役候補者 独立役員
7	いし かわ たか し 石 川 尚 志	社外取締役 監査委員（委員長、常勤） 筆頭独立社外取締役 重任 社外取締役候補者 独立役員
8	さくら い こう た 櫻 井 光 太	社外取締役 監査委員 重任 社外取締役候補者 独立役員
9	ま しも よう こ 真 下 陽 子	社外取締役候補者 独立役員 女性 新任

候補者
番号

1

たけ ひ まさ し

武樋 政司 (1943年4月13日生)

重任

1967 年 4 月 野村證券株式会社入社

1987 年12月 同社取締役

1990 年 6 月 同社常務取締役

1993 年 6 月 当社代表取締役副社長

1995 年 6 月 当社代表取締役社長

2003 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役社長

2006 年12月 当社相談役

2007 年12月 当社代表執行役社長

2008 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役社長

2012 年 4 月 当社取締役(兼)執行役会長

2018 年 4 月 当社取締役会長(現任)

■所有する当社株式数
146,100株

■取締役会への出席状況
19回 (100%)

■指名委員会への出席状況
6回 (100%)

■報酬委員会への出席状況
4回 (100%)

●取締役候補者とした理由

武樋政司氏は、野村證券(株)常務取締役、当社代表取締役社長などを歴任し、2012年より当社取締役(兼)執行役会長として、2018年4月からは当社取締役会長として当社並びに当社グループ全般の経営と監督を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることやこれまでの実績と経験を踏まえ、証券会社や証券業界全般にわたる幅広い見識と優れた経営力を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び報酬委員を務める予定です。

候補者
番号

2

たま だ ひろ ふみ

玉田 弘文 (1971年10月25日生)

重任

1995 年 4 月 三洋証券株式会社入社

1998 年 1 月 当社入社

2009 年 4 月 当社神戸支店長

2011 年 4 月 当社執行役員 信州アドバイザー本部長

2012 年 4 月 当社執行役員 アドバイザーサポート本部長

2013 年 9 月 当社執行役員 近畿アドバイザー本部長

2016 年 4 月 当社上席執行役員 近畿アドバイザー本部長

2018 年 4 月 当社上席執行役員 アドバイザー本部担当

2018 年 6 月 当社上席執行役員 管理・企画部門担当

2019 年 4 月 当社執行役員 管理・企画部門管掌

2020 年 4 月 当社代表執行役社長

2020 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役社長

2020 年 7 月 当社取締役(兼)代表執行役社長(兼)アドバイザー本部長(現任)

■所有する当社株式数
37,500株■取締役会への出席状況
(就任以降)
15回 (100%)

●取締役候補者とした理由

玉田弘文氏は、1998年に当社に入社し、アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、管理・企画部門の各分野を歴任し、2020年より当社取締役(兼)代表執行役社長として主に業務執行の代表者として経営を担っておりです。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、アドバイザー部門を始めとした各部門の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

ふ わ とし ゆ き
不破 利之

(1959年11月13日生)

重任

1982 年 4 月 当社入社
1996 年 6 月 当社伏見支店長
1999 年 4 月 当社執行役員 企画・人事本部長
2001 年 5 月 当社執行役員 アドバイザー本部長
2002 年 6 月 当社取締役
2003 年 6 月 当社取締役(兼)執行役常務
2007 年10月 当社取締役(兼)執行役専務 機関投資家本部・法人営業本部管掌
2008 年 5 月 当社取締役(兼)執行役専務 業務管理本部・システム管掌
2011 年 6 月 いちよしビジネスサービス株式会社代表取締役社長
2020 年 4 月 当社代表執行役副社長
2020 年 5 月 当社代表執行役副社長(兼)人事・研修部門管掌
2020 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役副社長(兼)人事・研修部門管掌(現任)

■所有する当社株式数
64,000株

■取締役会への出席状況
(就任以降)
15回 (100%)

●取締役候補者とした理由

不破利之氏は、1982年に当社に入社し、アドバイザー・法人・本社の各部門、2011年からは当社グループ会社 いちよしビジネスサービス株式会社社長を歴任し、2020年より当社取締役(兼)代表執行役副社長として社長を補佐し業務執行の代表者として経営を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、当社各分野の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

やま ざき しょういち

山崎 昇一 (1955年9月23日生)

新任

1978 年 4 月 野村證券株式会社入社
1999 年 7 月 株式会社セガ・エンタープライゼス入社
2004 年 5 月 ソフトバンク・インベストメント株式会社入社
2004 年 8 月 エース証券株式会社入社
2006 年 6 月 SBIホールディングス株式会社入社
2007 年12月 SBI損害保険株式会社入社
2015 年 7 月 当社執行役員 財務・企画担当
2016 年 4 月 いちよしビジネスサービス株式会社取締役(現任)
2017 年 4 月 いちよしアセットマネジメント株式会社取締役(現任)
2018 年 4 月 株式会社いちよし経済研究所取締役(現任)
2019 年11月 当社上席執行役員 財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
2020 年 1 月 いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社監査役(現任)
2020 年 4 月 当社執行役 本社・管理部門管掌(兼)財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
2021 年 4 月 当社執行役常務 財務・経営部門管掌、業務管理本部管掌、システム本部管掌、関係会社管掌(兼)引受審査担当(現任)

■所有する当社株式数
17,900株

(重要な兼職の状況)

いちよしビジネスサービス株式会社取締役
いちよしアセットマネジメント株式会社取締役
株式会社いちよし経済研究所取締役
いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社監査役

●取締役候補者とした理由

山崎昇一氏は、2015年に当社に入社し、執行役員として本社部門の各分野を担当し、2020年からは執行役として本社・管理部門を管掌し、本年4月より執行役常務として財務・経営部門、業務管理本部、システム本部、関係会社を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、本社部門の各分野の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者としたしました。

候補者
番 号

5

ご き た あきら

五木田 彬 (1947年9月20日生)

重任

社外取締役候補者

独立役員

1978 年 4 月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)
1979 年 3 月 水戸地方検察庁
1982 年 3 月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
1985 年 3 月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
1987 年 3 月 東京地方検察庁(特別捜査部)
1988 年 3 月 検事退官
1988 年 4 月 弁護士登録
1994 年 5 月 五木田・三浦法律事務所(現任)
2010 年 6 月 当社取締役(現任)
2016 年 6 月 三和ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

五木田・三浦法律事務所 (弁護士)

三和ホールディングス株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式数
0株

■ 取締役会への出席状況
19回 (100%)

■ 指名委員会への出席状況
6回 (100%)

■ 報酬委員会への出席状況
4回 (100%)

■ 監査委員会への出席状況
15回 (100%)

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

五木田彬氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員 (委員長)、報酬委員及び監査委員を務める予定です。

候補者
番号

6

かけや けんろう
掛谷 建郎

(1951年9月13日生)

重任

社外取締役候補者

独立役員

1976 年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者
1987 年 3 月 同社米国ワシントン支局記者
1991 年 3 月 同社東京本社証券部次長兼編集委員
1996 年 4 月 同社退社
1996 年 5 月 株式会社掛谷工務店入社
1996 年 6 月 同社代表取締役社長(現任)
2007 年11月 茨木商工会議所会頭
2009 年 6 月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事
2010 年 6 月 当社取締役(現任)
2013 年10月 茨木商工会議所会頭退任
2020 年 4 月 北おおさか信用金庫非常勤理事退任

(重要な兼職の状況)

株式会社掛谷工務店代表取締役社長

■ 所有する当社株式数
17,200株■ 取締役会への出席状況
19回 (100%)■ 指名委員会への出席状況
6回 (100%)■ 報酬委員会への出席状況
4回 (100%)

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

掛谷建郎氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は報酬委員 (委員長) 及び指名委員を務める予定です。

候補者
番 号

7

いし かわ たか し
石川 尚志

(1959年12月8日生)

重任

社外取締役候補者

独立役員

1986 年 8 月 東京大学医学部脳研究所神経内科
1994 年 5 月 大成証券株式会社入社(常勤顧問)
1994 年 6 月 同社取締役
1997 年 6 月 同社取締役社長
2011 年 3 月 同社取締役社長退任
2011 年 3 月 有限会社エス・アール(現エス・アールホールディングス株式会
社)代表取締役社長(現任)
2011 年 6 月 当社取締役(現任)
2011 年 6 月 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
2011 年 6 月 いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株
式会社)監査役(現任)
2011 年 6 月 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

■ 所有する当社株式数
1,500株

■ 取締役会への出席状況
19回 (100%)

■ 監査委員会への出席状況
15回 (100%)

(重要な兼職の状況)

いちよしビジネスサービス株式会社監査役
いちよしアセットマネジメント株式会社監査役
株式会社いちよし経済研究所監査役
エス・アールホールディングス株式会社代表取締役社長

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

石川尚志氏からは、当社の社外取締役、また筆頭独立社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といいたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員 (委員長、常勤) を務める予定です。

候補者
番号

8

さくら い こう た

櫻井 光太

(1959年8月20日生)

重任

社外取締役候補者

独立役員

1983 年 4 月 株式会社ダーバン入社
1991 年10月 センチュリー監査法人入所
1995 年 8 月 公認会計士登録
1997 年 5 月 櫻井光太公認会計士事務所
2000 年 3 月 センチュリー監査法人※(現EY新日本有限責任監査法人)退所
2000 年 3 月 株式会社デジタルガレージ入社
2002 年 9 月 同社取締役
2005 年 3 月 税理士登録
2005 年 3 月 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任)
2010 年 9 月 株式会社デジタルガレージ取締役退任
2010 年11月 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士
2011 年 6 月 当社取締役(現任)
2015 年 3 月 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士退任

■所有する当社株式数
25,900株

■取締役会への出席状況
19回 (100%)

■監査委員会への出席状況
15回 (100%)

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、2000年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。2001年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人ですが、同氏はEY新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

(重要な兼職の状況)

櫻井光太公認会計士・税理士事務所(公認会計士・税理士)

●社外取締役候補者(会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

櫻井光太氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏は社外取締役選任基準を満たし、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

候補者
番号

9

ま し も よ う こ
真下 陽子

(1969年9月20日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

女性

1990 年 4 月 株式会社太陽神戸三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入社
2001 年10月 社会保険労務士登録
2002 年 1 月 特定社会保険労務士人事マネジメント代表(現任)
2006 年 2 月 当社 顧問社会保険労務士(現任：2021年6月退任予定)
2015 年11月 独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校講師(現任)
2016 年 4 月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構外部評価委員(現任)
2020 年 4 月 厚生労働省東京労働局東京紛争調整委員(現任)

(重要な兼職の状況)

特定社会保険労務士人事マネジメント代表

■所有する当社株式数
0株

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

真下陽子氏は、社外取締役選任基準を満たし、社会保険労務士としての専門的かつ豊かな知識と経験を有しており、これらの知見と女性の視点をも踏まえた当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化を期待して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	五木田 彬 (委員長)	掛谷 建郎	武樋 政司
報酬委員会	掛谷 建郎 (委員長)	五木田 彬	武樋 政司
監査委員会	石川 尚志 (委員長)	五木田 彬	櫻井 光太

第1号議案に関する注記

(役員等賠償責任保険契約の概要)

当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。

各候補者が選任された場合、当該D＆O保険の被保険者となります。

当社が締結しているD＆O保険契約の内容の概要は次のとおりです。

- 補償地域は全世界、保険期間は2021年3月23日から2022年3月23日です。
- 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。
 - ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
- ただし、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD＆O保険では、公序良俗に反する行為において生じた損害については保険の適用がありません。

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー（23頁をご参照ください。）及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受け者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

2023年6月27日から2031年6月26日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

※1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

※2

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (viii) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧ 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

※エグゼクティブ・アドバイザーとは、社内外の役員クラスで特定分野に高度な能力を有する人材にその能力を発揮してもらうための職種で、常勤で会社の担当業務を遂行するものをいいます。

以 上

【参考事項】いちよしのサステナビリティ（持続的成長）への取り組み

1. 企業理念

「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に、企業理念の中心に「いちよしのクレド」（2006年制定）を置き、その実現に取り組んでいます。「クレド」とは「企業の信条や行動指針を記したもの」で、当社が社会に存在する意義についての全役職員共通の価値観となっています。

【ステークホルダーに対する存在意義とその取り組み】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 社員のために | ② お客様のために |
| ・ 働きやすい・やりがいのある職場 | ・ お客様本位の業務運営の取り組み |
| ・ 研修制度 | ・ 安心・安全への取り組み |
| ③ 株主のために | ④ 社会のために |
| ・ 株主還元の方策 | ・ 社会貢献活動 |
| ・ コーポレート・ガバナンス | ・ 本業を通じた取り組み |
| ・ コンプライアンス体制 | |
| ・ ディスクロージャーポリシー | |

（取り組みにつきましては当社ホームページをご参照ください <https://www.ichiyoshi.co.jp/esg>）

2. ビジネスモデル

当社は創業以来「お客様第一」を理念として業務を行ってきました。1990年代後半の「日本版金融ビッグバン」を契機に、「貯蓄から投資へ」の推進に向け、お客様の資産を安全・着実にじっくりと増やすために、お役に立てる証券会社を目指し、お客様本位の「ストック型ビジネスモデル」（資産管理型ビジネスモデル）への転換を図りました。2000年には、お客様ののためにならない商品を取り扱わないなど7つの原則を「いちよし基準」として定め「売れる商品でも、売らない信念」としてお客様本位のポリシーを明確にいたしました。

そして現在、「貯蓄から資産形成へ」を推進すべく、お客様一人一人のオーダーに合わせたポートフォリオ提案に取り組み、「お客様独自のオーダーを仕立てる信念」をもう一つの柱として掲げ、「真のお客様本位の営業体制」の構築を推進しております。

お客様のためにやらないこと



売れる商品でも、
売らない信念。

私たちは、お断りする事がります。

「いちよし基準」＝「個人のお客様向け商品についての原理原則」

- 公募仕組み債は取り扱いません。
- 債券は高格付けのみとし、不適格債は取り扱いません。
- 私募ファンドを取り扱いません。
- 個別外国株は、勧誘しません。

外国株は投信での保有をお勧めします。

- 投信運用会社は、信頼性と継続性で選びます。
- 先物・オプションは勧誘しません。
- FX（外為証拠金取引）は取り扱いません。

私たちは、この「いちよし基準」を20年来守り続けています。

選ばれ続ける証券会社へ。

 いちよし証券

私たちは、お断りする事がります。

「いちよし基準」＝「個人のお客様向け商品についての原理原則」

- 公募仕組み債は取り扱いません。
- 債券は高格付けのみとし、不適格債は取り扱いません。
- 私募ファンドを取り扱いません。
- 個別外国株は、勧誘しません。

外国株は投信での保有をお勧めします。

- 投信運用会社は、信頼性と継続性で選びます。
- 先物・オプションは勧誘しません。
- FX（外為証拠金取引）は取り扱いません。

私たちは、この「いちよし基準」を20年来守り続けています。

お客様のために為すべきこと



お客様独自のオーダーを
仕立てる信念。

私たちは、為すべき事がります。

- お客様のとりとりに最もふさわしい一着を仕立てあげる「テーラー」のように、いちよし証券は、お客様のオンリーワンのパートナーとして長くお取引いただける会社を目指しています。
- お客様のニーズを十分にお聞きし、お客様のご意向に沿ったポートフォリオをご提案いたします。
- 市場変動やお客様のニーズの変化に応じて、ポートフォリオのアフターフォローに努めます。

選ばれ続ける証券会社へ。

 いちよし証券

私たちは、為すべき事がります。

○ お客様ひとりひとりに最もふさわしい一着を仕立てあげる「テーラー」のように、いちよし証券は、お客様のオンリーワンのパートナーとして長くお取引いただける会社を目指しています。

○ お客様のニーズを十分にお聞きし、お客様のご意向に沿ったポートフォリオをご提案いたします。

○ 市場変動やお客様のニーズの変化に応じて、ポートフォリオのアフターフォローに努めます。

3. 経営戦略

経営の最重要指標（K P I）をお客様からの信頼のバロメーターである「預り資産」と経営の安定度を示す「コストカバー率」とし、当社を取り巻く急速に変化する環境に対処するために重要課題を絞り込み、営業体制の「改革の断行」に取り組んでいます。

(1) 中期経営計画

中期経営計画「アタック3」
(2020年4月～2023年3月末)

預り資産
3兆円

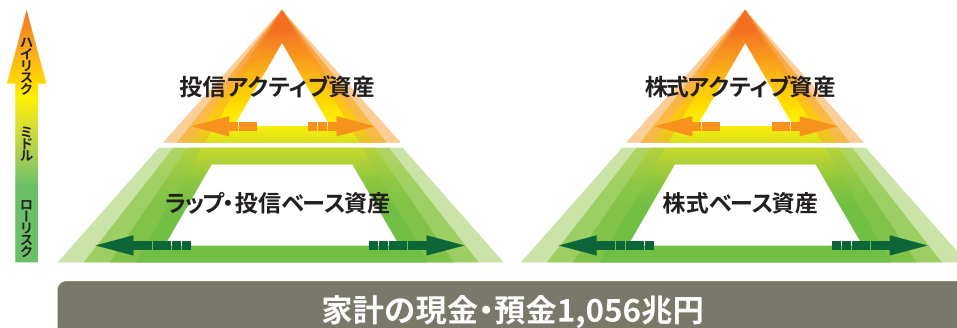
ROE
15%程度

主幹事
80社

コスト
カバー率
60%

「預り資産」の拡大に向けた戦略

■お客様のご意向に沿ったご提案、およびアフターフォローにより預り資産の土台を拡大



- ドリーム・コレクション(ファンドラップ)を中心とした投資ベース資産の拡大
- 資産株(好配当大型株)を中心とした株式ベース資産の拡大
- 2つのベース資産の上に積み上げるアクティブ資産の拡大

(2020年12月末現在)

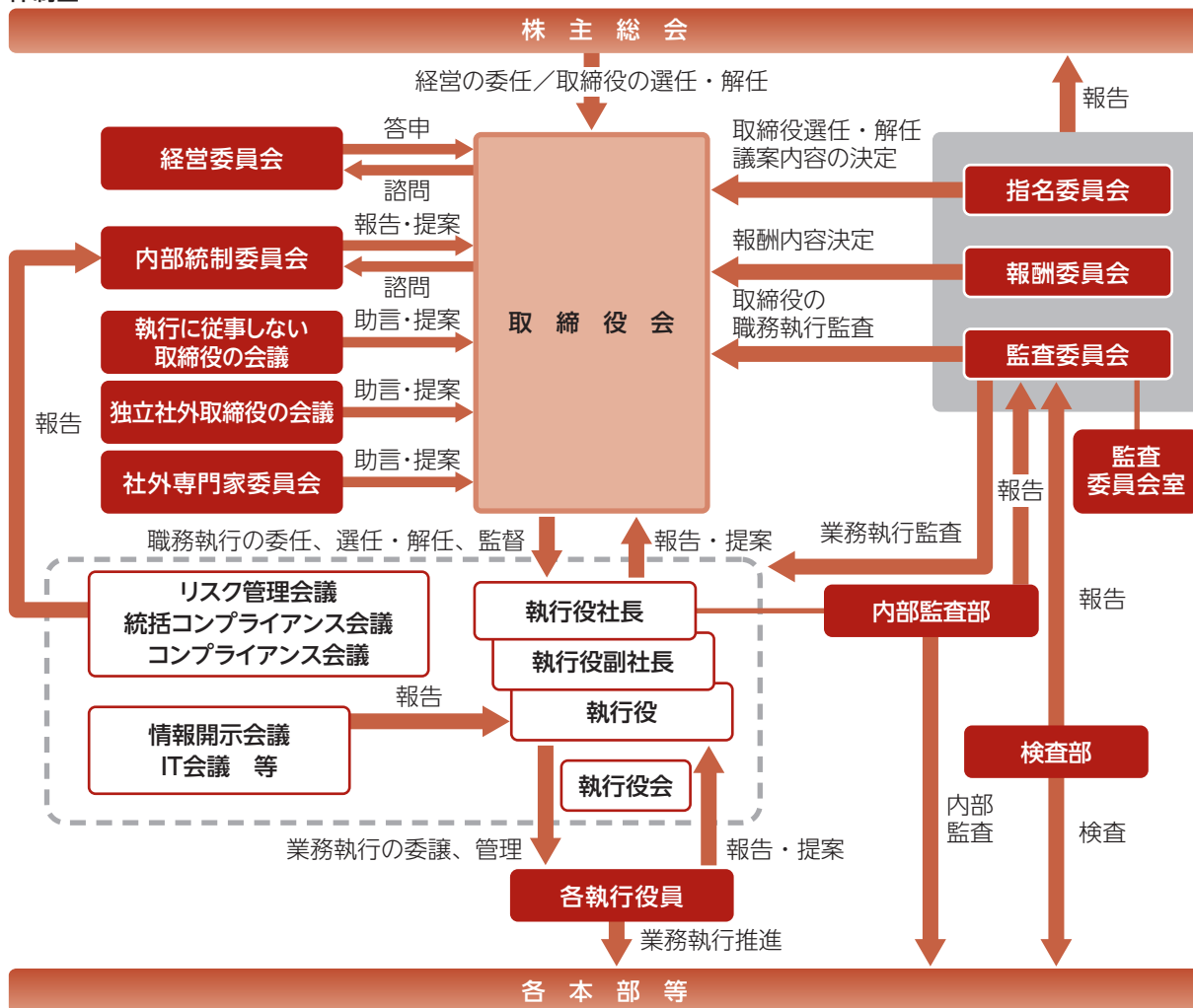
(2) 重要課題（マテリアリティ）

重要課題	取組方針
世界的な金融緩和・財政拡大への対応	・ 超低金利時代に対応し、お客様のリスク許容度に沿った資産運用をご提案する
人生100年時代への対応	・ 健康寿命の伸長に伴い、お客様のニーズに沿った資産形成・管理をご提案する
DX、グリーンシフトの進展への対応	・ 対面営業の強みを活かした、ITをハイブリッドに活用する ・ 「いちよしのクレド」に沿ってSDGsに対しての貢献を推進する
金融・証券界の変革への対応	・ ストック型ビジネスモデルへの転換を一層促進し、お客様本位の業務運営を高める

4. コーポレート・ガバナンス

当社は、2003年6月より現在の指名委員会等設置会社に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役及びそれを補佐する執行役員が行っています。

体制図



(1)経営の意思決定・監督機能

①取締役会

経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。

②指名委員会

株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。

③報酬委員会

取締役、執行役及び執行役員が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。

④監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。

なお、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設け、専任使用人を配置して、監査業務を補助しています。

⑤経営委員会

取締役会の諮問機関として、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を審議し、取締役会に報告しています。

⑥内部統制委員会

当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。

なお、執行役社長直属の機関として内部監査部を置き、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保しています。

⑦執行に従事しない取締役の会議

当社グループ及び証券業界並びに経済社会等の幅広い情報交換等をするために、取締役会長を議長とし、その他4名の社外取締役で行っています。

⑧独立社外取締役の会議

独立した客観的な立場に基づいて情報交換・認識共有を図り、取締役会においてより積極的な議論を行うことにより、取締役会の有効性に貢献しています。また、筆頭独立社外取締役を選任しています。

⑨社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者をもって構成され、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。

(2)業務執行

①執行役

取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行い、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行っています。

②執行役会

取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。

③執行役員

担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

④その他の会議体

内部統制委員会の下部組織として、「リスク管理会議」（全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する）、「統括コンプライアンス会議」（コンプライアンス会議の検討事項等についてアドバイスをを行い、決定事項等の検証を行う）、及び「コンプライアンス会議」（部署ごとのリスクの洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う）を設置しています。

また、執行役による決議機関として、「情報開示会議」（重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体

制を整備し運用する）及び「IT会議」（システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する）等を適宜開催しています。

5. 取締役会の実効性を確保するための諸施策

当社の取締役会は、コーポレートガバナンス・コード制定以前より、指名委員会等設置会社として経営と執行を分離した体制の下で、社外取締役と執行部門との間で十分な意見交換がなされ、これに基づき運営されてきております。現在も、取締役会等で自由闊達な議論が常時行われており、社外取締役の指摘に執行部門が耳を傾け、社外取締役から見て追加情報が必要な案件については継続審議とするなど、透明性が確保された適切な運営がなされております。

さらに、この取締役会の実効性をより確保するために、以下のような諸施策をとっております。

(1) 執行に従事しない取締役の会議の開催

独立かつ客観的な観点から経営の監督をすることを目的として、取締役会長を議長とした執行に従事しない取締役のみで構成する会議を開催しております。

そこでは、経営に関する事項に加えて、証券業界、経済・社会等幅広い事項について意見交換・情報交換し、自由な議論を行うことによって、取締役会の議論がより実効性を確保できるよう努めております。

当事業年度は、19回開催しました。

(2) 独立社外取締役の会議の開催

独立かつ客観的な観点から情報交換・認識共有を図ることを目的として、常勤の独立社外取締役を筆頭独立社外取締役（議長）として選任し、独立社外取締役のみで構成する会議を開催しております。

随時情報交換と認識の共有を行い、さらに独立社外取締役と経営陣との連携・調整を図るなど、取締役会の実効性の確保につながっております。

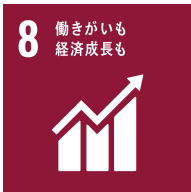
当事業年度は、2回開催しました。

(3) 取締役会の実効性に関するアンケートの実施

当社では、取締役会の機能発揮と実効性の確保を目的とし、2017年以降毎年、全取締役を対象に取締役会の実効性に関するアンケート（33項目）を実施し、これにより取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ、問題点を改善し当社の競争優位性を強化するなど所要の措置を講じており、こうした継続的プロセスにより取締役会の実効性のさらなる向上を図っております。

6. ESG,SDGsについての当社の取組み

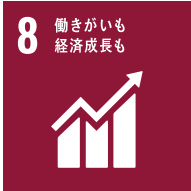
【お客様のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
お客様本位のストック型ビジネスモデル	S,G	  8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
売れる商品でも、売らない信念	S	
お客様独自のオーダーを仕立てる信念	S	
経済・金融の変化へ対応 (低金利時代の運用)	S	
フィンテックの進展への対応 (ハイブリッド営業、生産性向上)	S	
銀行・証券界の変革への対応 (顧客本位の業務運営)	S	   1 貧困をなくそう 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
人生100年時代への対応 (健康寿命伸長での資産管理)	S	
いちよしSDGs中小型株ファンドの募集	E,S	
		   8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

【社員のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
女性活躍制度・女性管理職登用	S	   3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も
職場環境整備 (コミュニケーション・時間管理)	S	

【株主のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
株主還元の考え方	G	  8 働きがいも経済成長も 16 平和と公正をすべての人に
コーポレート・ガバナンス	G	
指名委員会等設置会社・執行役員制度	G	
コンプライアンス体制	S,G	
リスクマネジメント	G	

【社会のために】

取組み	ESG要素	SDGsへの貢献
マングローブの森プロジェクト	E	  13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
環境保全（エコカー・再生紙・冷暖房）	E	
盲導犬育成プロジェクト	S	  3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
小児医療プロジェクト	S	
校舎建設プロジェクト	S	  4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に

（各取組みの詳細につきましては当社ホームページ <https://www.ichiyoshi.co.jp/esg/relation>をご覧ください）

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

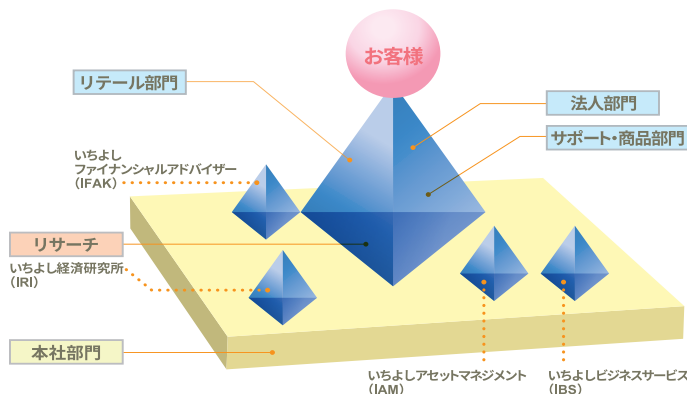
①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題としております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースにリテール部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体を本社部門や関係会社が土台として支えることにより、各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させると同時に、各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果を図ることを目的とした経営スタイルです。この業務運営体制により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。



いちよしグループのトライアングル・ピラミッド経営

③中期経営計画「アタック3」

当社は、「いちよしのクレド」の経営理念を実現するために経営目標として「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を目指しております。また、「お客様からの信頼」と「いちよしの基礎体力」のバロメーターである「預り資産」を経営の最重要指標として位置づけ、預り資産の拡大を図ることにより、持続的な成長の実現に努めております。その具体的な目標として、2020年4月から2023年3月末を計画期間とした中期経営計画「アタック3」を策定しております。

「アタック3」では、2023年3月末までの3年間で、預り資産を3兆円へと拡大することに挑戦するとともに、当社が約20年前から取り組んでおります、売買手数料を中心とした「フロー型ビジネスモデル」から信託報酬やラップフィーを中心とした「ストック型ビジネスモデル」への転換の指標となる「コストカバー率」の目標も60%に設定しております。

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響からの持ち直しの動きがみられました。個人消費はやや弱含んでいるものの、企業の設備投資や生産活動には明るい兆しもあり当連結会計年度末に向けて景気も緩やかな持ち直しとなりました。世界経済も新型コロナウイルス感染症の世界的大流行で厳しい状況でしたが、各国の政策対応により、総じて回復傾向にあります。

日本の株式市場は、新型コロナウイルスワクチンの普及による世界経済の回復期待を背景に年度後半から騰勢が強まりました。世界各国の政府による大規模な経済対策や日米欧の主要中央銀行による金融緩和の下で、国内においては5月下旬にかけて段階的に緊急事態宣言が解除されたことにより経済活動再開への期待が高まり、日経平均株価は6月9日には2万3,185円まで上昇しました。その後は、新型コロナウイルスの感染再拡大などから一進一退の動きとなりました。

11月上旬以降は米大統領選挙が通過したことによる米国政治の不透明感の後退に加えて、新型コロナウイルスワクチン開発に関する発表が相次いだことを受けて世界経済の正常化への期待が高まり、日経平均株価は再び上昇傾向が強まりました。年明け以降は、政府により緊急事態宣言が再発令されたものの、新型コロナウイルスワクチン普及や米国のバイデン政権による大型の経済対策への期待などから30年半ぶりに日経平均株価は3万円台を回復しましたが、米長期金利の上昇への警戒もあり、2万9,178円で当連結会計年度末を迎えました。

外国為替市場では、株高の流れを受け6月5日に1ドル＝109.84円を付けました。その後は、米連邦準備理事会（F R B）によるゼロ金利政策の長期化観測が強まる中、円高ドル安が進み、年明けの1月6日には1ドル＝102.57円を付けました。しかし、米長期金利の上昇から円安ドル高が進み当連結会計年度末は1ドル＝110円後半となりました。

一方、日本の新興株式市場では、日経ジャスダック平均株価は上昇を継続しましたが、東証マザーズ指数は10月中旬に昨年来高値を付け、その後は上値の重さが意識されました。日経ジャスダック平均株価は3,938円、東証マザーズ指数は1,203で当連結会計年度末を迎えました。

当連結会計年度における東証一部市場の一日平均売買代金は前連結会計年度比7.6%増の2兆8,090億円、マザーズ市場の一日平均売買代金は同126.6%増の2,103億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同35.1%増の661億円となりました。

当社は、このような環境下、中期経営計画「アタック3」を達成すべく、株式につきましては、低金利環境の下で安定性と配当に注目した資産株のご提案に加え、当社グループの強みであるリサーチ力を生かした中小型成長企業への投資のご提案をするなど、お客様1人1人のニーズにお応えする施策を引き続き実行して参りました。

いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」につきましては、お客様の保守的な資産の中長期運用商品としてのニーズが引き続き広がっており、当連結会計年度末の残高は1,560億円（前連結会計年度末比45.1%増）となりました。

投資信託につきましては、注目度の高いSDGs関連ファンドや世界の好配当利回り株に投資するファンド、国内の中長期的な成長が見込める株式に投資するファンドやREIT（不動産投資信託）に投資するファンド、地域金融機関向けの私募投資信託など、お客様の多様なニーズに細やかにお応えするご提案を行って参りました。

グループのいちよしアセットマネジメントにおきましては、投資信託の基準価額が回復基調となり、当連結会計年度末の運用資産残高は3,724億円（前連結会計年度末比36.9%増）となりました。

以上の結果、当社グループの営業収益は197億47百万円（前連結会計年度比4.8%増、9億1百万円増）、純営業収益は182億円（同5.6%増、9億58百万円増）となりました。また、取引関係費及び不動産関係費（本社移転の一時費用）等の減少により販売費・一般管理費は169億35百万円（同4.8%減、8億50百万円減）となり、差し引き営業利益は12億64百万円（同18億9百万円増）となりました。

販売費・一般管理費に対する投資信託の信託報酬とファンドラップに係るフィー等の比率（コストカバー率）は39.4%となりました。

なお、当連結会計年度末の預り資産は、1兆9,895億円（前連結会計年度末比29.5%増）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は176億8百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料は60億26百万円（前連結会計年度比27.0%増）となりました。

このうち、中小型株式（東証二部市場、ジャスダック、マザーズ）の委託手数料は14億38百万円（同58.4%増）となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は23.9%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事4社を含む新規公開企業は31社（前期は主幹事3社を含む新規公開企業32社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは6社（前連結会計年度は6社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。

この結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億96百万円（前連結会計年度比10.9%減）となりました。

当連結会計年度末における累計引受社数は、1,151社（うち主幹事60社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

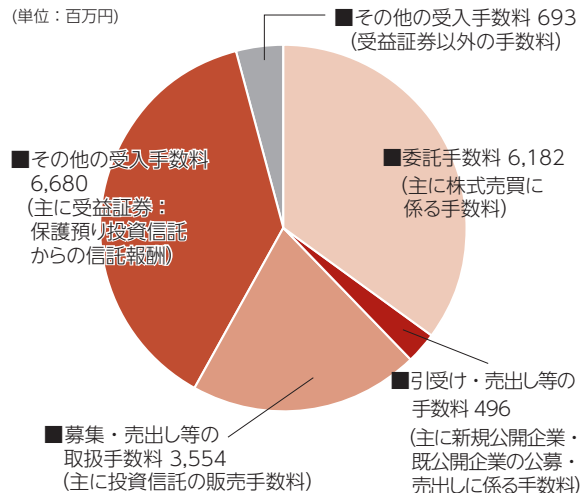
投資信託に係る手数料が34億42百万円（前連結会計年度比11.2%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は35億54百万円（同10.7%減）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、当社の受益証券残高に係る信託報酬が36億25百万円（前連結会計年度比6.1%減）、いちよしアセットマネジメントの運用に係る信託報酬が13億16百万円（同5.6%減）となり、これに当社のファンドラップに係るフィー等17億38百万円（同17.8%増）、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料及び公開支援に伴う手数料等を加え、合計73億74百万円（同0.3%減）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

（単位：百万円）



②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、1億71百万円（前連結会計年度比355.4%増）の利益となりました。

債券・為替等のトレーディング損益は、1億38百万円（前連結会計年度比165.9%増）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計は3億10百万円（同245.3%増）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の期中平均残高の減少により2億6百万円（前連結会計年度比26.0%減）、金融費用は70百万円（同39.2%減）となり、差し引き金融収支は1億36百万円（同16.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の純営業収益は182億円（前連結会計年度比5.6%増）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、取引関係費及び不動産関係費（本社移転の一時費用）等の減少により169億35百万円（前連結会計年度比4.8%減）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益は、受取保険金及び配当金23百万円、投資有価証券配当金17百万円等で62百万円、営業外費用は、投資事業組合運用損22百万円等で26百万円となり、差し引き36百万円（前連結会計年度比52.2%減）の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は13億円（前連結会計年度比17億70百万円の増加）となりました。

⑥特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等で1億34百万円、特別損失は減損損失等で1億21百万円となり、差し引き13百万円（前連結会計年度比36.3%減）の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は13億13百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税2億80百万円及び法人税等調整額32百万円を減算した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は10億1百万円となりました。

受入手数料の内訳（第78期と第79期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2019 ・ 4 78 } 2020 ・ 3 期	委 託 手 数 料	4,745	0	168	－	4,913
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	557	－	－	－	557
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	103	3,876	－	3,980
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	24	0	6,733	636	7,394
	計	5,327	103	10,777	636	16,845
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2020 ・ 4 79 } 2021 ・ 3 期	委 託 手 数 料	6,026	0	155	－	6,182
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	496	－	－	－	496
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	112	3,442	－	3,554
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	27	0	6,680	665	7,374
	計	6,551	112	10,278	665	17,608

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

資産

前連結会計年度末に比べて56億80百万円（13.1%）増加し、492億11百万円となりました。これは、信用取引資産が34億10百万円、現金・預金が26億97百万円増加したこと等によるものです。

負債

前連結会計年度末に比べて53億45百万円（36.2%）増加し、201億3百万円となりました。これは、信用取引負債が33億5百万円、預り金が21億76百万円増加したこと等によるものです。

純資産

前連結会計年度末に比べて3億35百万円（1.2%）増加し、291億8百万円となりました。これは、配当金の支払い11億15百万円により減少したものの、退職給付に係る調整累計額が2億74百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益10億1百万円を計上したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は59.0%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、450.1%となりました。

(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

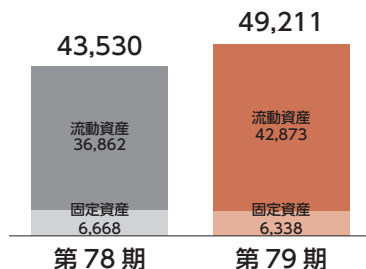
(6)重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、店舗移転による設備工事の2億76百万円です。

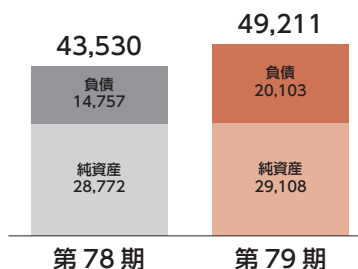
(7)重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

●資産合計（単位：百万円）



●負債・純資産合計（単位：百万円）



(8)財産及び損益の状況の推移

	第76期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第77期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第78期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第79期 (当連結会計年度) (2020.4.1～ 2021.3.31)
営 業 収 益 (う ち 受 入 手 数 料)	百万円 26,502 (24,616)	百万円 21,227 (19,205)	百万円 18,846 (16,845)	百万円 19,747 (17,608)
純 営 業 収 益	25,069	19,769	17,241	18,200
経常利益又は経常損失 (△)	7,229	2,238	△469	1,300
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	4,994	1,674	△724	1,001
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	117円00銭	39円25銭	△17円72銭	27円79銭
総 資 産	58,590	48,544	43,530	49,211
純 資 産	36,641	34,718	28,772	29,108

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。

(9)対処すべき課題

ここ数年来、低金利の長期化や100年人生の進捗を背景として「貯蓄から投資へ」そして「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化していくなかで、我が国の証券界は、お客様本位のビジネスを展開することが強く求められて参りましたが、さらに、昨年に始まるコロナ禍が、証券界におけるこの環境変化を一層加速させるものと当社は考えております。

当社は、「いちよしのフレド」に基づきお客様との信頼関係を最優先としてサービスを提供することを長年続けて参りましたが、この証券界の急速な環境変化に迅速に対応すべく、一昨年から、お客様本位の「ストック型ビジネスモデル」をさらに推進するための20年振りの「改革の断行」を進めております。

その一環として地区アドバイザー本部制を廃止し、営業推進体制を従来の本社本部主導から支店主導の体制に切り替え、地域特性に沿った1人1人のお客様のニーズに細やかにお応えできるような体制を整えるなど、真にお客様本位といえる業務運営のための様々な改革を現在進めております。

この「改革の断行」にあたり当社は、20年来掲げて参りました「お客様のためにならない商品は取り扱わない」という7つの原則「いちよし基準」にもとづくお客様本位のポリシー「売れる商品でも、売らない信念」に加えて、新たに「お客様独自のオーダーを仕立てる信念」をもう一つの柱として掲げ、お客様1人1人のニーズに即したオーダーメイドのポートフォリオ提案に取り組んでおります。

また、「改革の断行」における基本戦略として、中期経営計画「アタック3」のもと、最重要経営指標である「預り資産」の拡大をさらに進め、お客様本位の「ストック型ビジネスモデル」への転換を一層加速させることで株式市場の変動に影響されない収支構造を構築して参ります。

さらに、預り資産拡大のためには営業拠点の展開も重要であり、現在、お客様の利便性向上の観点から、特に首都圏における店舗網見直しを図っております。

その一環として、本年4月には銀座支店を本社内に移転し「本店資産アドバイザー部」として新たに営業を開始するとともに、東京都世田谷区に「プラネットプラザ成城」、千葉県市川市に「プラネットプラザ市川」を新たな店舗として開設いたしました。今後も、お客様に対してより身近な存在となれるような店舗網の更なる充実に努めて参ります。

また、当社はかねてより従業員の労働条件や職場環境、人事制度、人材育成を経営の重要課題として参りましたが、「人材の増強と育成」・「働きやすい・やりがいのある職場」作りを「改革の断行」の基本戦略のひとつとして位置づけ、引続き、具体的な取組みを進めて参ります。

現在、今般のコロナ禍に対応するため、従来からの対面アドバイス活動とデジタルの活用を組み合わせた「ハイブリッド・アドバイス」の向上に努めております。

今後とも、アフターコロナの展開を見据えたうえで、当社の3つの強み①いちよし経済研究所のリサーチ力、②お客様へのアドバイス力、③コンプライアンス力（お客様満足度）を活かし、「改革の断行」の基本戦略を柱に、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	100.0%	情 報 サ ー ビ ス 業 投 資 助 言 ・ 代 理 業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	100.0%	投 資 運 用 業 (投 資 信 託 委 託 業 含 む) 投 資 助 言 ・ 代 理 業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務 用品等販売業及び金融商品仲介業
いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社	東京都中央区	50百万円	100.0%	金 融 商 品 仲 介 業

(注)特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11)主要な事業内容（2021年3月31日現在）

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

(i) 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

(iii) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

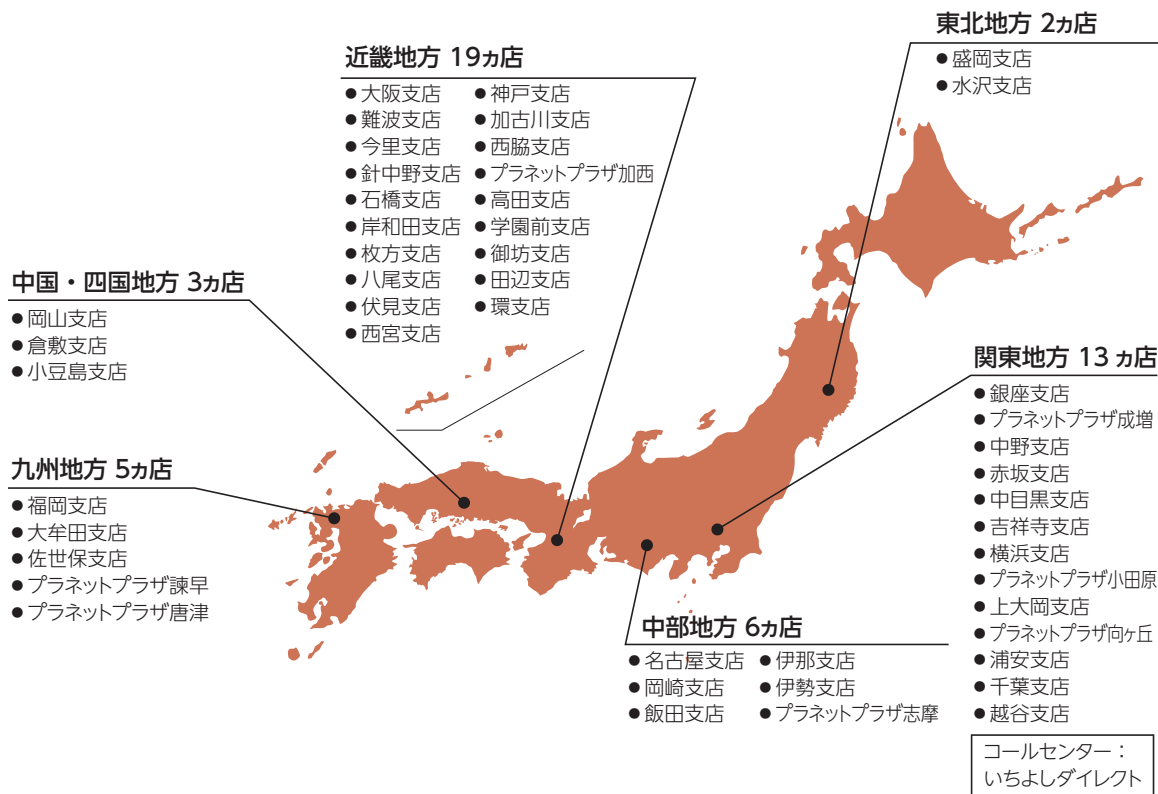
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・仲介・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12)主要な営業所の状況 (2021年3月31日現在)

①当 社

本 店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館
支店・営業所 48カ店



②子会社

- ・株式会社いちよし経済研究所
- ・いちよしアセットマネジメント株式会社
- ・いちよしビジネスサービス株式会社
- ・ 同 大阪支店
- ・いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社
- ・ 同 I F A K 桜成増オフィス

東京都中央区
東京都中央区
東京都中央区
大阪市中央区
東京都中央区
東京都板橋区

2021年4月に以下の営業所の新設・改称等を行いました。

- ・銀座支店を本店資産アドバイザー部に名称変更 (4/5)
- ・プラネットプラザ市川開設 (4/5)
- ・プラネットプラザ成城開設 (4/12)
- ・プラネットプラザ向ヶ丘をプラネットプラザ成城に統合 (4/12)

(13)従業員の状況（2021年3月31日現在）

①当社及び当社子会社の従業員

区 分		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
職 員	男 性	752	5 減少
	女 性	317	6 減少
	合 計	1,069	11 減少
	歩 合 外 務 員	1	増減なし

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（4名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。

2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員		名	名	歳 月	年 月
	男 性	683	13 減少	45 2	15 5
	女 性	295	11 減少	41 1	11 7
	合計又は平均	978	24 減少	43 11	14 3
歩 合 外 務 員		1	増減なし	78 0	18 0

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（1名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。

2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

③当社の管理職に占める女性割合

2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
5.8%	8.5%	8.7%	9.4%	9.8%	11.6%	15.3%

(14)主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金残高
		百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	73
株式会社みずほ銀行	長期借入金	73
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	151
株式会社りそな銀行	短期借入金	20
株式会社みずほ銀行	短期借入金	21
株式会社三井住友銀行	短期借入金	20
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	5,791

2. 当社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

168,159,000株

(2)発行済株式の総数

42,431,386株(うち自己株式6,327,577株)

(3)当事業年度末の株主数

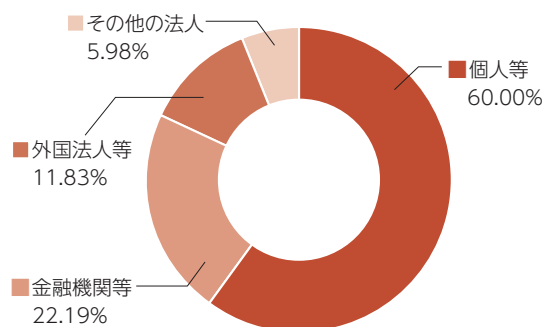
15,545名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,556	7.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,478	4.09
株式会社野村総合研究所	879	2.43
いちよし証券従業員持株会	851	2.35
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	662	1.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	606	1.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	523	1.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	436	1.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口2)	401	1.11
JP MORGAN CHASE BANK 385781	364	1.01

(注)持株比率は自己株式(6,327,577株)を控除して算出しております。

所有者別分布状況(持株比率)



(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(2021年3月31日現在)

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第11回新株予約権

名 称	第11回新株予約権
発行決議の日	2016年5月17日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき92,900円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2018年6月2日から2021年6月1日まで

②第13回新株予約権

名 称	第13回新株予約権
発行決議の日	2020年5月15日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき45,500円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2022年5月26日から2025年5月25日まで

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く） 及び執行役	第11回新株予約権	300個	普通株式 30,000株	5名
	第13回新株予約権	350個	普通株式 35,000株	5名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(1) ②に記載の第13回新株予約権のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
当社執行役員及び従業員	第13回新株予約権	4,245個	普通株式	424,500株	1,111名
当社子会社の役員及び従業員	第13回新株予約権	701個	普通株式	70,100株	34名

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

2021年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	武 樋 政 司	取締役会議長、指名委員、報酬委員
取締役(兼)代表執行役社長	玉 田 弘 文	アドバイザー本部長
取締役(兼)代表執行役副社長	不 破 利 之	人事・研修部門管掌
社 外 取 締 役	五木田 彬	指名委員（委員長）、報酬委員、監査委員 五木田・三浦法律事務所（弁護士） 三和ホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	報酬委員（委員長）、指名委員 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	監査委員（委員長、常勤） いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社いちよし経済研究所 監査役 エス・アールホールディングス株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	監査委員 櫻井光太公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
執 行 役	杉 浦 雅 夫	業務本部管掌、システム本部管掌、関係会社業務・システム管掌 (兼) 業務本部長、システム本部長 いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役	山 崎 昇 一	財務・経営部門管掌、管理本部管掌（兼）引受審査担当 いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役 いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社 監査役

- (注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
5.執行役 龍元裕志氏は2020年7月9日をもって退任いたしました。

(3)取締役及び執行役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	その他	
取締役（社外取締役を除く。）	163	143	13	0	6	3
執行役	52	45	3	0	2	3
社外取締役	79	76	2	－	0	4

(注)1.非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）及び執行役の新株予約権を交付しております。当該新株予約権の内容及びその交付状況は、3. 当社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
2.上記の執行役の人数には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。

(4)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額 又はその算定方法に係る決定に関する方針

①当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

(i) 基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

(ii) 報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

(iii) 各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

(a) 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本報酬の水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

(b) 業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支払総額を決めた上、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価し、上記支払総額の範囲内で、担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

(c) 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う経営上の効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

(d) 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に、個人別に決定し支給するものとする。

②業績連動報酬に係る指標と当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法は、以下のとおりであります。

(業績連動報酬に係る指標)

当社の業績連動報酬に係る指標は経常利益と当期純利益であります。

(当該指標を選択した理由)

当該指標が、企業の業績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えられているためであります。

(当該業績連動報酬の額の決定方法)

業績連動報酬は、半期の経常利益及び当期純利益の加重平均増減率で支給総額を決定しております。

なお、赤字のときは、支給いたしません。

③最近事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、経常利益が1,033百万円、当期純利益が1,035百万円であります。

④役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

取締役及び執行役、また取締役は社内と社外の別に、役位による基準と会社業績の達成度等で支給基準を設けております。

個別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が支給基準をもとに各人ごとの評価を実施し、審議・決定しており、報酬委員会は報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(5)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

(i) 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士及び三和ホールディングス株式会社の社外取締役であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(ii) 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iii) 社外取締役 石川尚志

いちよしビジネスサービス株式会社の監査役、いちよしアセットマネジメント株式会社の監査役及び株式会社いちよし経済研究所の監査役並びにエス・アールホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iv) 社外取締役 櫻井光太

櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100％）、指名委員会6回（100％）、報酬委員会4回（100％）、監査委員会は15回（100％）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100％）、指名委員会6回（100％）、報酬委員会は4回（100％）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。
取 締 役 (監査委員)	石 川 尚 志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100％）、監査委員会は15回（100％）でありました。主に、元証券会社社長としての見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。また、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役同士の連携に貢献しております。
取 締 役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100％）、監査委員会は15回（100％）でありました。主に、公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っており、当社の経営への幅広い助言による貢献及び監督機能強化につながっています。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

36百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

- (注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
- 2.当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

(4)子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査は受けておりません。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

6. 当社の体制及び方針

(1)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを経営目標としています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

(i) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成
その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を経営目標とし、従来築いてきた土台をさらに横へと拡大する為に、2023年3月末をターゲットとする新中期経営計画「アタック3」を策定しております。

「アタック3」では、2023年3月末までの3年間で、預り資産を3兆円へと拡大することに挑戦いたします。また当社は、約20年前から売買手数料を中心とした「フロー型ビジネスモデル」から信託報酬やラップフィーを中心とした「ストック型ビジネスモデル」への転換に取り組んで参りましたが、その指標となる「コストカバー率」の目標も新たに設定しております。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、2003年にいち早く現在の指名委員会等設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名を含む7名の取締役により、経営方針の決定と執行役の業務執行の監督が行われております。監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会によ

る内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、次の「(2)剰余金の配当等の決定に関する方針」に従い、半期毎に配当額を決定しております。

- (ii) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じてまいります。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(i)(ii)に記載した当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当は、業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 2 ％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当は連結純資産配当率、期末配当は連結配当性向を算出基準として、当期の1株当たりの配当金は中間配当15円、期末配当19円の合計34円とさせていただきます。

(注)本事業報告中の記載金額並びに次頁以降の連結計算書類及び計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) 2020年3月31日現在	当連結会計年度 2021年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	36,862	42,873
現金・預金	13,499	16,196
預託金	7,719	7,799
トレーディング商品	158	112
商品有価証券等	158	112
約定見返勘定	2	—
信用取引資産	9,899	13,309
信用取引貸付金	9,604	13,099
信用取引借証券担保金	294	209
有価証券担保貸付金	—	2
借入有価証券担保金	—	2
立替金	112	93
募集等払込金	3,727	2,423
短期貸付金	2	0
有価証券	—	1,000
未収収益	1,531	1,745
その他の流動資産	213	193
貸倒引当金	△2	△3
固定資産	6,668	6,338
有形固定資産	3,239	3,068
建物	1,006	1,069
器具備品	750	662
土地	1,339	1,333
リース資産（純額）	10	3
建設仮勘定	132	—
無形固定資産	834	691
ソフトウェア	831	688
その他	2	2
投資その他の資産	2,594	2,578
投資有価証券	1,163	1,011
長期貸付金	32	19
長期差入保証金	1,008	978
退職給付に係る資産	—	363
繰延税金資産	383	198
その他	86	86
貸倒引当金	△79	△79
資産合計	43,530	49,211

科 目	前連結会計年度(ご参考) 2020年3月31日現在	当連結会計年度 2021年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	14,279	19,724
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	25
信用取引負債	2,927	6,233
信用取引借入金	2,532	5,791
信用取引貸証券受入金	395	442
有価証券担保借入金	67	130
有価証券貸借取引受入金	67	130
預り金	7,993	10,169
受入保証金	1,343	1,022
短期借入金	216	213
リース債務	4	1
未払法人税等	38	157
賞与引当金	654	518
その他の流動負債	1,031	1,250
固定負債	266	197
長期借入金	150	146
リース債務	5	1
再評価に係る繰延税金負債	7	7
退職給付に係る負債	62	—
その他の固定負債	40	40
特別法上の準備金	211	181
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	211	181
負債合計	14,757	20,103
純 資 産 の 部		
株主資本	29,948	29,881
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	6,907	6,885
利益剰余金	12,631	12,516
自己株式	△4,167	△4,098
その他の包括利益累計額	△1,254	△851
その他有価証券評価差額金	△43	85
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
退職給付に係る調整累計額	△85	189
新株予約権	78	78
純資産合計	28,772	29,108
負債・純資産合計	43,530	49,211

連 結 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
営業収益	18,846	19,747
受入手数料	16,845	17,608
トレーディング損益	89	310
金融収益	279	206
その他の営業収益	1,631	1,621
金融費用	115	70
その他の営業費用	1,489	1,476
純営業収益	17,241	18,200
販売費・一般管理費	17,786	16,935
取引関係費	2,004	1,532
人件費	9,488	9,224
不動産関係費	2,542	2,417
事務費	2,308	2,290
減価償却費	536	528
租税公課	255	274
その他	650	668
営業利益又は営業損失 (△)	△545	1,264
営業外収益	163	62
投資有価証券配当金	20	17
投資事業組合運用益	37	4
受取保険金及び配当金	51	23
その他	53	16
営業外費用	88	26
投資事業組合運用損	12	22
リース解約損	1	—
貸倒引当金繰入額	70	—
その他	3	3
経常利益又は経常損失 (△)	△469	1,300
特別利益	85	134
投資有価証券売却益	82	93
固定資産売却益	—	0
新株予約権戻入益	2	10
金融商品取引責任準備金戻入	—	29
特別損失	64	121
固定資産除却損	11	4
投資有価証券売却損	0	0
ゴルフ会員権評価損	2	9
和解金	8	0
減損損失	40	106
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△448	1,313
法人税、住民税及び事業税	279	280
法人税等調整額	△14	32
当期純利益又は当期純損失 (△)	△713	1,001
非支配株主に帰属する当期純利益	10	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△724	1,001

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) 2020年3月31日現在	当事業年度 2021年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	33,873	39,824
現金・預金	11,191	13,698
預託金	7,719	7,799
トレーディング商品	158	112
商品有価証券等	158	112
約定見返勘定	2	—
信用取引資産	9,899	13,309
信用取引貸付金	9,604	13,099
信用取引借証券担保金	294	209
有価証券担保貸付金	—	2
借入有価証券担保金	—	2
立替金	94	81
募集等払込金	3,727	2,423
短期貸付金	2	0
有価証券	—	1,000
前払金	19	9
前払費用	58	63
未収入金	173	338
未収収益	828	987
貸倒引当金	△2	△2
固定資産	6,790	6,212
有形固定資産	2,683	2,516
建物	957	1,023
器具備品	739	649
土地	846	841
リース資産(純額)	7	1
建設仮勘定	132	—
無形固定資産	823	675
ソフトウェア	822	674
電話加入権	0	0
その他	1	1
投資その他の資産	3,283	3,021
投資有価証券	941	723
関係会社株式	1,036	1,036
出資金	2	2
従業員に対する長期貸付金	32	19
長期差入保証金	901	884
長期前払費用	5	5
繰延税金資産	306	262
前払年金費用	62	93
その他	71	71
貸倒引当金	△79	△79
資産合計	40,664	46,037

科 目	前事業年度(ご参考) 2020年3月31日現在	当事業年度 2021年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	13,840	19,204
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	25
信用取引負債	2,927	6,233
信用取引借入金	2,532	5,791
信用取引貸証券受入金	395	442
有価証券担保借入金	67	130
有価証券貸借取引受入金	67	130
預り金	7,985	10,158
受入保証金	1,343	1,022
短期借入金	216	210
リース債務	3	1
前受収益	1	0
未払金	249	503
未払費用	406	313
未払法人税等	7	109
賞与引当金	630	495
固定負債	17	15
リース債務	3	0
再評価に係る繰延税金負債	7	7
その他の固定負債	6	6
特別法上の準備金	211	181
金融商品取引責任準備金	211	181
(金融商品取引法第46条の5)		
負債合計	14,069	19,401
純 資 産 の 部		
株主資本	27,664	27,630
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	6,925	6,903
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	3,219	3,197
利益剰余金	10,328	10,248
その他利益剰余金	10,328	10,248
繰越利益剰余金	10,328	10,248
自己株式	△4,167	△4,098
評価・換算差額等	△1,148	△1,073
その他有価証券評価差額金	△22	52
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
新株予約権	78	78
純資産合計	26,594	26,635
負債・純資産合計	40,664	46,037

損益計算書(個別)

(単位:百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	当事業年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
営業収益	15,512	16,434
受入手数料	15,143	15,917
トレーディング損益	89	310
金融収益	279	206
金融費用	113	69
純営業収益	15,399	16,365
販売費・一般管理費	16,999	16,126
取引関係費	1,913	1,471
人件費	8,530	8,208
不動産関係費	2,356	2,255
事務費	3,003	2,944
減価償却費	487	512
租税公課	226	243
その他	482	490
営業利益又は営業損失 (△)	△1,599	238
営業外収益	456	819
投資有価証券配当金	315	776
投資事業組合運用益	37	4
受取保険金及び配当金	51	23
その他	51	14
営業外費用	88	24
投資事業組合運用損	12	22
リース解約損	1	—
貸倒引当金繰入額	70	—
その他	3	1
経常利益又は経常損失 (△)	△1,231	1,033
特別利益	85	132
投資有価証券売却益	82	91
固定資産売却益	—	0
新株予約権戻入益	2	10
金融商品取引責任準備金戻入	—	29
特別損失	63	120
固定資産除却損	11	4
ゴルフ会員権評価損	2	9
和解金	8	0
減損損失	40	106
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△1,209	1,045
法人税、住民税及び事業税	△32	△27
法人税等調整額	△61	36
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,115	1,035

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石 川 尚 志 ㊞

監査委員 五木田 彬 ㊞

監査委員 櫻 井 光 太 ㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ欄

「いちよしのフレド」

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

いちよし証券は 20 年来、様々な社会貢献活動に取り組んでおります



写真提供／公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

校舎建設プロジェクト

**東アジアに 8 カ国
12校建設**

(1996年～2021年3月現在)



写真提供／国際環境 NGO FoE Japan

いちよしマングローブの森 プロジェクト

累計植林数 約 400,000 本

(2009年～2021年3月現在)

※「気候変動被害を受けるコミュニティ支援プロジェクト」
2015年より同時進行中



写真提供／認定 NPO 法人 世界の医療団

人道医療支援プロジェクト

**小児用予防接種ワクチン
約 885,000 人相当**

(2009年～2021年3月現在)



撮影／いちよし証券

いちよし盲導犬育成プロジェクト

盲導犬 7 頭がデビュー

(2005年～2021年3月現在)

環境に配慮したFSC®
認証紙と植物油イン
キを使用して印刷し
ています。